

〔公事根源正月〕元日節會○中また腹赤の贊とて、魚を筑紫より奉るなり。昔は軀て節會などに供じけるにや、腹赤の食様とて、くひさしたるをみな取渡して食たり。景行天皇の御宇、筑紫の國宇王の郡長濱にて、海人是を釣て奉る。其後聖武天皇の御時、天平十五年正月十四日、太宰府より是を奉けるよりして、年毎の節會に供すべき由定置たるなり。腹赤とはますと申魚の事なり。

〔新撰六帖〕ついたちの日

家良

四の海なみ玄づかなる御代なればはらかのにえもけふそなふなり

○按ズルニ、腹赤ノ事ハ、動物部ノ魚篇ニ詳ナリ。

〔文德實錄六〕齊衡元年正月丁亥、○二太宰府貢腹赤魚、承前元日貢之、延至今日緩之故書。

〔三代實錄二〕清和貞觀元年正月戊午朔、中務省獻七曜曆、宮内省藏氷様、太宰府腹赤魚等付内侍奏。

〔三代實錄三十九〕陽成元慶五年正月庚戌朔、藏氷厚薄不奏、以去冬不沝寒凌室空虛也。

〔小右記〕天元五年正月一日甲午、七曜曆奏、氷様、腹赤等奏、依仰付内侍所其由仰付内辨左府

永觀三年正月一日丙午、御南殿、其儀如常、○中仰云、御曆奏可付内侍所、氷様□□早可令奏者、二日丁未、腹赤今日到著。

〔中右記〕天永三年十二月十日癸巳、今日御元服定也、○中藏大辨傳左府云、正月元日諸司奏、依御元服、雖無節會、先例被付内侍所也、而從御所可被仰歟、將又大臣可奏歟、左府被申云、猶上卿可奏事由者、此後人々被退出。

〔百練抄十三〕後堀河貞永元年正月一日、節會不奏氷様、去年不寒之間、氷室等無其實云々。

〔公事根源正月〕元日節會、○中一獻には、國栖歌笛を奏す、是は吉野の國栖人の事なり、應神天皇十九年十月に、吉野の宮に行幸有し時、國栖人參て、一夜酒を奉りて、歌をうたひける。此ぐず人、山のこのみを取くらひ、又かへるを養て名をば毛瀬となづけて、美味有とて食けるとかや、吉野の川